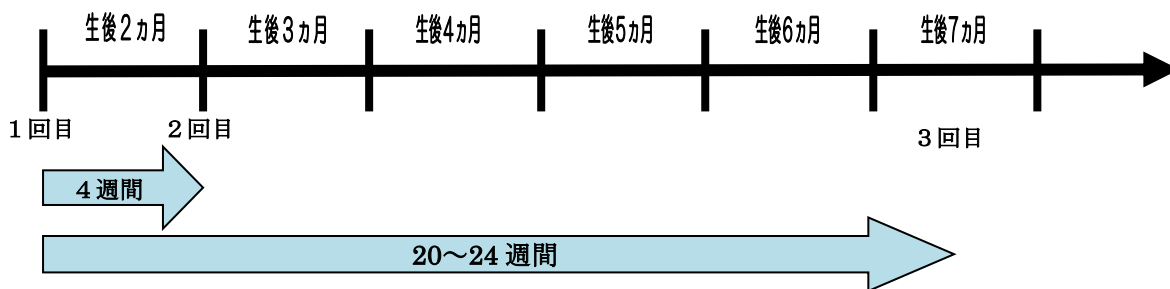


B型肝炎予防接種のお知らせ

平成 28 年 10 月 1 日より B 型肝炎の予防接種が法律に基づく定期予防接種として実施することとなりましたので、対象者の方にお知らせします。

1. 対象年齢 **1 歳未満(1 歳になる誕生日の前日まで)**
2. 接種場所 B 型肝炎予防接種実施医療機関（別紙「多摩市予防接種実施医療機関」を参照）
3. 接種費用 無料（対象年齢内で接種を受ける場合）
4. 接種回数 計 3 回（過去に受けた回数を含みます。すでに受けたことがある方は残りの回数を接種してください。）
5. 接種方法 27 日以上の間隔で 2 回接種後、1 回目の接種から 139 日以上の間隔をおいて 1 回接種
※標準的な接種期間は生後 2 ヶ月に達した時から生後 9 ヶ月に至るまでの期間
※1 歳を過ぎると定期接種の対象外となります。スケジュールをよくご確認ください、予防接種を受けるようにしてください。1 回目の接種から 3 回目の接種を終えるまでには、おおよそ半年かかります。

標準接種スケジュール



6. その他
 - ・HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与（抗HBs人免疫グロブリンを併用）の全部又は一部を受けた方については、定期予防接種の対象者になりません。
 - ・**当日は母子健康手帳と同封の予診票をお持ちください。また、住所地確認のため、医療証、健康保険証等をご持参ください。**
 - ・B型肝炎予防接種のお知らせはこの1回のみです。2回目以降の接種を受け忘れないようご注意ください。
 - ・2回目以降の予診票は医療機関にあります。

【予防接種後の注意】

- ① 予防接種を受けたあと、30分間程度は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつもの生活をして構いませんが、はげしい運動はさけましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【裏面あり】

【病気の説明】

B型肝炎（HB）ウイルスの感染を受けると、急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎となる場合もあります。一部劇症肝炎といって、激しい症状から死に至ることもあります。また、症状としては明らかにならないままウイルスが肝臓内部に潜み、年月を経て慢性肝炎・肝硬変・肝がんなどになることがあります。ことに年齢が小さいほど、急性肝炎の症状は軽いかあるいは症状はあまりはっきりしない一方、ウイルスがそのまま潜んでしまう持続感染の形をとりやすいことが知られています。感染は、HB ウイルス（HB s 抗原）陽性の母親から生まれた新生児、HB ウイルス陽性の血液・体液に直接触れたような場合、HB ウイルス陽性者との性的接触などで生じます。

（公財）予防接種リサーチセンター「予防接種と子どもの健康 2025年度版」から転載

【予防接種を受けるに当たって】

① この予防接種の説明をよく読んで、B型肝炎の病気についての説明、予防接種の必要性や副反応についてご理解の上、お受けください。なお、「予防接種と子どもの健康(Vaccination and children's Health)」の外国語版 (Foreign Language)をご希望の方は、下記 URL<予防接種リサーチセンター(Public Foundation of the Vaccination Research Center)>をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。

<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>

- ② 予診票は、お子さんの健康状態を把握する重要な書類です。保護者が責任をもって記入してください。
- ③ 他の予防接種との間隔・接種に当たっての注意事項は、別紙の「予防接種間隔表」でご確認ください。
- ④ 当日は診察しやすい服装で受けてください。
- ⑤ 時間的余裕を持って、日頃、お子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が、お連れください。

【副反応について】

肝炎ワクチンの添付文書によると、痙攣、頭痛、違和感、眠気、めまい、湿疹、発熱、ほてり、悪寒、発疹、そう痒、蕁麻疹、血管炎、関節炎、筋肉痛、関節痛、肩こり、背部痛、嘔気、嘔吐、腹痛、下痢、食欲不振、ぶどう膜炎、耳痛、血小板減少（症）、倦怠感、手の脱力感、多汗、感冒様症状、注射部位の発赤・腫脹・硬結・熱感・そう痒感・疼痛。重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー、多発性硬化症、急性散在性脳脊髄炎、脊髄炎、視神経炎、ギラン・バレー症候群、末梢神経障害が認められています。接種を受けたあと、万一異常がありましたら医師の診察を受けてください。

【予防接種による健康被害救済制度について】

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、健康推進課までご相談ください。

問い合わせ先 多摩市健康推進課(多摩市立健康センター)

〒206-0011 多摩市関戸4-19-5 TEL042-376-9111

R7.4.21